

# 福岡県公報

平成十七年七月十一日  
第二千四百一十一号  
増刊  
①

## 目次

再掲

○福岡県合併支援室設置規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県合併支援室設置規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年七月一日

福岡県知事 麻生 渡

### 福岡県規則第五十四号

福岡県合併支援室設置規則の一部を改正する規則

福岡県合併支援室設置規則(平成十四年福岡県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する職のほか、知事が特に必要と認める場合、支援室に企画監を置くことができる。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一  
株式会社 弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)